

第三次市川市環境基本計画(案)についてのパブリックコメント実施結果

市川市 環境部 循環型社会推進課

○実施期間

令和2年9月19日(土)～ 令和2年10月19日(月) 31日間

○ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

① インターネット	8人	59件
② ファクシミリ	0人	0件
③ 循環型社会推進課へ提出(持参)	2人	11件
④ 市政情報コーナー(中央図書館等)	0人	0件
⑤ 郵送	2人	22件

○ご意見への対応

① ご意見を踏まえ、修正するもの	24件
② 今後の参考とするもの	28件
③ ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込み済みであるもの	11件
④ その他(本計画そのものに対するご意見でないもの等)	29件

○ご意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
1	読み手の利便を図るため、基本理念と目標と具体策(市条例策定)などは、項目ごとに相互に参照できるように、リンクを貼っておくべきである。	読み手に分かりやすいよう、計画本文で参照ページを示すなどの工夫を図ります。	①
2	私たちが抱える環境課題への危機感と、今こそが転換期、変革の時であるという覚悟を計画の中で見せてほしい。	特に地球温暖化問題については、今後10年間の取り組みが重要とされていることから、計画本文において、市民・事業者・市が危機感を共有し、一丸となって取り組むことの必要性が伝わるように検討いたします。	①
3	SDGsのゴール9「産業と技術革新の基盤を作ろう」は、市価を高める最大のポイントである。環境関連のイノベーションの担い手たるベンチャー企業を育成する長期計画を立て、知的機関を誘致し、高等教育を受けた人材の住環境を整えることに着手すべきである。	国の環境基本計画でも、あらゆる視点からイノベーションを創出し、幅広いパートナーシップを充実・強化していくことを掲げていることを踏まえ、具体的な事業等の実施段階での参考とさせていただきます。	②

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
4	新型コロナウイルスに関連した記載を盛り込むべきである。	計画の基本的な方向性は、新型コロナウイルス感染症の影響により変わるものではないと考えていることから、計画の中では関連した記載は特に考えておりません。 なお、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、環境課題へ適切に対応してまいります。	④
5	序論に相当する部分(背景・基本理念)が長すぎるため、詳述は最後に持っていくほうが良い	現行計画策定後の国内外の環境施策の動向や市川市の現状と課題を踏まえた上で、施策を展開する必要があることから、このような構成といたしました。 頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	②
6	これまでの市政の失敗や成功を踏まえて市がどうあるべきかについて主体的に考えた形跡があまりなく、独自性が感じられない。	本市の特性を踏まえ、市川らしい施策を進められるよう取り組んでまいります。	②
7	計画案からはイノベーションの視点が抜け落ちている。環境政策のキャンペーンとして「ソーラー・シェアリング実験都市宣言」を行い、市民や世界に発信し、市価を高めていくこと。	環境問題を解決していく上で、イノベーションの創出は重要であると考えております。キャンペーンについてのご意見とともに具体的な事業等の実施段階での参考とさせていただきます。	②
8	第1章第1節「(1)市川市の環境行政のあゆみ」に、国内の環境政策の動向のことが書かれてしまっているため、別に記載したほうが良い。	読み手に分かりやすいよう、国と本市の環境政策の動向を区別して記載いたします。	①
9	第1章第1節「(1)市川市の環境行政のあゆみ」で、なぜ市川市が快適環境の創造を目指したのかが省かれているので、記載するべきである。	第1章第1節では、市川市の環境行政のあゆみの概要を記載しています。なお、平成5年11月施行の環境基本法を契機として、本市においても平成6年より、従来からの公害対策に加え、社会全体で環境への負荷を軽減し、快適環境の創造に向けて取り組んでおります。	④
10	第1章第1節「(1)市川市の環境行政のあゆみ」で、「自然との共生に配慮し、資源循環型の快適な環境を実現していくために～」の「自然との共生に配慮」とは、具体的に何を行ったのか、また、資源循環がなぜ快適な環境と結びつくのか記載するべきである。	「自然との共生に配慮」の具体的な取り組みについては、第2章「環境の現状と課題」の箇所での記載を検討いたします。 また、資源循環と快適環境との結びつきについては、第4章「施策の分野と方向」の箇所での記載を検討いたします。	①
11	第1章第1節「(2)環境政策を巡る国内外の動向」で、環境と関連の深いSDGsのゴールについては、ゴール1、2、8、9も関係すると思う。	SDGsのゴールについては内容を検討し、特に環境と関連の深いと思われるものに絞り、盛り込んでおります。	③

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
12	次期計画のコンセプトに「総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動を推進することを目指す」とあるが、どのように推進していくかの記載が省かれている。また、「推進することを目指す」が何をするのか分からないため、具体的な行動の記載をすると良い。	各主体の役割や具体的な行動については第4章及び第5章で記載しており、それらの取り組みが進展するよう努めてまいります。	②
13	第1章第3節「計画の位置づけ」に関して、都市計画が環境に配慮しなかったために、わが国ではヒートアイランド現象が発生したことに言及すべきではないか。	ヒートアイランド現象の要因については、舗装や建物等による地表面被覆の人工化、緑地の減少、建物の密集による風通しの阻害などが挙げられます。頂いた意見については、今後、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進める上で参考にさせていただきます。	②
14	第1章第3節「計画の位置づけ」に関して、市川市自然環境保全再生指針が明記されておらず、環境課題への行動に消極的である。	市川市自然環境保全再生指針は、「計画の位置づけ」における関連計画等として明示していませんが、「生物多様性いしかわ戦略」を推進していく上で、緑地や水辺などを保全していくためのマニュアルと考えております。	④
15	第1章第6節「計画の主体と役割」の市の役割に関して、現行計画の成果(PDCA)は発表していないので、何をしていたのか、何をすることが全く見えない。また、市の役割は有識者など第三者による評価が必要である。	現行計画に基づく主な取り組みに関しては、第2章「環境の現状と課題」の箇所に記載しています。また、現行計画の評価を踏まえた今後の取り組みについては、第4章「施策の分野と方向」の箇所に記載しています。なお、施策の進捗については環境審議会に適宜報告をしています。	③
16	第1章第6節「計画の主体と役割」の中で具体的な事項を提示し、実行計画策定時に活用できるようにすべきではないか。	第1章第6節では、各主体の基本的な役割を示しています。各主体の具体的な役割などについては、第4章「施策の分野と方向」の箇所に記載しています。	③
17	第2章第1節「(3)水系」について、谷津を水源とする水路や小川の水量が少なくなった理由を記載すべきである。	谷津を水源とする水路や小川の水量が少なくなった背景としては、雨水の浸透面である台地上の宅地開発が進んだことが一因と考えられますが、その明確な根拠を示すことは困難であることから、水量の減少に代わる表現に修正いたします。	①

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
18	第2章第2節「(1)地球環境」の課題について、「市内の緑地の保全及び再生、街なかの緑化を生物多様性に考慮し増大させ、緑地間を繋ぎ自然度を向上させる必要があります。」とする。	地球環境の課題については、主に地球温暖化の防止の観点から、二酸化炭素の吸収源となる緑地保全と緑化の推進の必要性をまとめています。 なお、自然環境の課題としては、生き物の生息の場の保全・再生の観点から、自然環境のつながりを構築していく必要があると考えています。	③
19	第2章第2節「(2)資源循環・廃棄物」の課題について、海洋プラスチックごみに関しては県にも働きかけ、河川内のペットボトル等の回収体制の整備や、食品ロスの削減に向けた取り組みの強化の必要性を記載する。	海洋プラスチックごみ対策や食品ロス削減について、計画本文中で取り組み強化の必要性が伝えられるようにいたします。 なお、本市は環境省が主体となる促進している、海洋プラスチックごみ対策の「漁業者による海底ごみ回収実証地域」に2020年度に選定されております。	①
20	第2章第3節「(3)自然環境」の現状について、市川市自然環境保全再生指針にハビタット区分が設定されているので、拠点と区分を引用すべきである。	自然環境を生息環境の視点から類型化した「ハビタット区分」は市内の様々な自然環境を表しており、生態系の多様性を理解する上で重要な視点です。 市川市自然環境保全再生指針については、「生物多様性いちかわ戦略」のマニュアルとして位置づけていることから、頂いたご意見を参考に、当戦略を進めてまいります。	④
21	第2章第3節「(3)自然環境」の現状について、斜面林を「優れた景観」とする表現は、誘導的であり違和感を覚える。	ご意見の内容を踏まえ、表現を修正いたします。	①
22	第2章第3節「(3)自然環境」の現状について、大町で湧水が豊かな理由を記載すべきである。	市北部で湧水が豊かに存在するのは、水源を涵養する緑地環境が豊かに残されているためである旨を、計画本文中に記載いたします。	①
23	第2章第3節「(3)自然環境」の現状について、市民や事業者との協働の取り組み事例を記載したほうが良い。	現在行っている、市民等モニタリング調査や緑のボランティア活動等の協働の取り組み事例について記載いたします。	①
24	第2章第3節「(3)自然環境」の課題について、各世代が自然への理解を深められるような講座を実施し、小中学校と調整を図りながら、人材の確保や順応的な管理体制を整備する必要がある。	各世代が自然環境への理解を深めるためには、子どもの頃からの体験を通じて学んでいくことが重要であるため、事業実施段階での参考とさせていただきます。	②

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
25	自然環境の実態を把握するためには、継続的・計画的に生態系基礎調査を行わなければならない、施策だけ唱えていても改善されない。	継続的に自然環境の実態を把握し、その課題解決に向けた施策を展開していくことが重要であると考えております。 頂いたご意見については、具体的な事業実施段階での参考とさせていただきます。	②
26	第2章第3節「(4)生活環境」の現状について、基準値等の超過・未達成の場所の位置図を作成してほしい。	計画本文での記載は考えておりませんが、生活環境の保全に関する環境基準等の達成状況や測定地点などについては、本市の環境政策年次報告書である環境白書に掲載しております。	④
27	第2章第3節「(4)生活環境」の課題について、汚染物質の流入を低減する場所は、海域だけでなく「河川・海域等の公共用水域」とするべきではないか。	本市には東京湾に注ぐ複数の河川が存在し、これら河川への汚染物質の流入を低減することが重要であるため、ご意見を参考に修正いたします。	①
28	現在及び将来の危機感、目標、活動計画をもっと具体的に示して、市民や企業、学校等の活動を市が先導していけるようにすべきである。	市民や事業者が環境問題を自分ごととして捉え、環境に配慮した行動の積極的な実践につながるよう、第5章「環境に配慮した具体的行動」の箇所で、環境問題への危機感や施策が分かりやすく伝わるように検討いたします。	①
29	地域の資源を有効活用し、環境・経済・社会を良くするネットワークを目に見える形で示した、市川市が描く地域循環共生圏を描くことが先決である。	本市の特性・地域資源を『見える化』し、それらを有効活用していくことで、環境・経済・社会のそれぞれが良くなると認識しております。 頂いたご意見については、具体的な事業実施段階での参考とさせていただきます。	②
30	2030年までの10年間は、未来の環境を左右する決定的に重要な10年となる。その時間軸と緊急性を十分に踏まえた上での計画策定が必要である。	地球温暖化に起因する気候変動の影響は深刻化しており、喫緊の課題であることから、気候変動への取り組みと危機感を計画の中で伝えられるよう検討いたします。	①
31	気候変動に対する取り組みと危機感を基本理念で共有することが重要である。		
32	SDGsを取り入れる意欲があるのなら、市の役割の部分には、環境部が関連各部とどのような連携を取るかといった、市川市を挙げての姿勢を明らかにしてほしい。	第1章第6節では、各主体の基本的な役割を示しています。 SDGsのゴールを意識し、それを達成するためには、関連部署が一丸となって取り組んでいく必要があるため、第6章「計画の推進」の箇所に記載している関係部署との連携のあり方を、具体的な事業実施段階において検討してまいります。	②

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
33	環境基本条例では、環境基本計画は長期的な目標を定めるものとしているが、昨今の気候危機による災害などを考慮すると、戦略的かつ短期的な目標が必要ではないか。	気候変動への対応は喫緊の課題であると考えています。 なお、地球温暖化対策に関しては、来年度から5年間を計画期間とする地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、具体的な目標や重点施策等を設定いたします。	④
34	端的に基本目的を示し、その目的のための政策と、決めるべき条例を示すべきである。	計画の体系(第3章第3節)として、まず根幹となる基本目標(将来環境像)があり、その下に5つの分野から成る基本理念(地球環境、資源循環・廃棄物、自然環境、生活環境、協働)を設定しています。そして各基本理念の実現に向け、施策の分野及び施策の方向性を定めています。	④
35	基本目標の設定にあたっては、総合計画の環境分野での基本目標に掲げられている「人と自然が共生するまち」を大きく掲げ、その目標から具体的な将来環境像を記述すべきである。	総合計画の環境分野の基本目標、環境基本条例の理念、環境審議会や環境市民会議での検討を踏まえ、計画の基本目標は現行計画を踏襲し、「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」といたしました。	④
36	具体的な目標・行動計画がない。どのような体制であれば、積極的かつ効果的な環境へ配慮した社会が実現できるかということについて、有識者(第三者)を交えた検討が必要だと思う。	環境基本計画は、市川市の環境施策に関する基本的な方向性を定めたものです。環境へ配慮した社会が実現できるよう、頂いたご意見も踏まえ、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	②
37	再生可能エネルギーの利用拡大は基本理念の上位に位置づけ、脱炭素へのエネルギー転換を推進していく決意を計画に盛り込んでほしい。	再生可能エネルギーの利用拡大は、地球温暖化を防止するための主要な施策の1つとしています。 なお、ご意見を参考に、基本理念の説明の中で脱炭素化への決意が伝えられるような表現を検討いたします。	①
38	自然環境の基本理念「うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する」について、利用過多となつては、生物多様性が損なわれてしまう。再生・復元があった上での、「人と自然とのつながり」であれば、理解できる。	計画では、自然環境は「生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)」と「自然とのふれあいづくり」の2つの施策の分野から構成しています。 取り組みの実施にあたっては、2つの施策が両輪となり、生物多様性を守りつつ自然とのふれあいも推進できるよう進めてまいります。	③

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
39	<p>自然環境の基本理念に関する説明で、「持続可能な利用」とは何を利用するのか。また、どのような人と自然とのつながりを形成するのが伝わってこない。</p>	<p>私たちの暮らしは、食べ物、木材、医薬品など生物多様性がもたらす恵み(生態系サービス)の上に成り立っており、自然環境の持続可能な利用とは、これらの恵みを将来に渡って損なうことなく享受していくことです。</p> <p>なお、本市における人と自然とのつながりとは、身近な緑地や水辺での自然とのふれあい等を通して、私たちの生活が生物多様性に支えられていることを理解し、生き物の生息の場として自然環境を守り育てていくことと考えております。</p>	④
40	<p>協働の基本理念に関する説明で、「協働を推進する」とは具体的に何をするのか分からない。</p>	<p>協働に関する具体的な施策や取り組みとしては、例えば市民活動団体への支援や、地球温暖化対策推進協議会との協働による啓発活動等であり、第4章第5節に記載しています。</p>	④
41	<p>総花的であって優先順位が不明であるため、取り掛かるべきことや、取り組みを推進する要がどこにあるかを明確にした上で、ロードマップを提示すべきである。</p>	<p>計画では特に重点分野等は設けておりませんが、読み手である市民や事業者が実際にどのようなことに取り組めば良いか分かるよう、第5章で「環境に配慮した具体的行動」について記載しています。</p> <p>頂いたご意見については、具体的な事業実施段階での参考とさせていただきます。</p>	②
42	<p>第4章について、「施策の方向」と「取組内容」の違いが分からない。</p>	<p>「施策の方向」は取り組むべき施策の大枠を示したものであり、「取組内容」は具体的にどのような施策を実施するのかを示したものです。これらを進めていくことで、計画の基本理念、基本目標の達成を目指してまいります。</p>	④
43	<p>「脱炭素社会の実現」に向けたエネルギー転換を進めていくこと、そのための取り組み強化と支援、体制を構築することを定める必要がある。</p>	<p>脱炭素社会の実現のために、石油や石炭などの化石エネルギーから、太陽光等の再生可能エネルギーへのさらなる転換を進めるための具体的な支援等の方策については、事業実施段階での参考とさせていただきます。</p>	②

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
44	再生可能エネルギー利用の推進にあたっては、市域の半分を占める宅地を有効利用するのが第一であるが、屋根へのソーラーパネルの設置は他市と比べて遅れており、屋上緑化も普及していない。これらの利用を考え、住民が実施しやすいものとするに、市は情熱を持って当たるべきである。		
45	再生可能エネルギーを普及させるため、公共施設の屋根貸しや、休遊地を利用できるよう、市が積極的に地域のNPOや企業への協業を働きかけるべきだと思う。実現しようとする計画を立て、実行していく覚悟を見せてほしい。	今後、さらなる二酸化炭素排出量を削減するためには、消費エネルギーの削減を図るだけでなく、新たにエネルギーを生み出す『創エネ』が有効な施策であり、再生可能エネルギーを幅広く普及していく必要があると考えております。頂いたご意見については、再生可能エネルギー利用の推進に係る具体的な事業等を実施する際の参考とさせていただきます。	②
46	公共施設の再生可能エネルギーの導入を「積極的推進」と位置づけ、調査等を進めていくべきである。		
47	再生可能エネルギーの利用について、市民電力や大学、事業者の取り組み等の支援や連携も積極的に進めることを盛り込み、各主体の積極的な取り組みを推し進めることを位置づけるべきである。		
48	ソーラーシェアリングの考えを取り入れて農業用地と市民農園の利用を図ることや、地方都市との炭素取引を有効活用するような施策に関する記述が見られない。	市川市ではまだソーラーシェアリングの導入実績や導入予定はありませんが、全国の事例等を調査する等、情報収集を行ってまいります。また、排出量取引(炭素取引)については、他自治体において導入されている制度等を参考に、今後の事業実施にあたり参考とさせていただきます。	②
49	地域新電力会社の設立の検討は、市として進めるだけでなく、市内の各アクターが進める動きも支援し、より大きなうねりにしていくことに可能性があるため、明確に位置づけることが重要である。	地域新電力会社に関する各主体への支援等については、具体的な事業実施段階での参考とさせていただきます。	②
50	災害時でも活用できる太陽光発電と蓄電池の導入は、すぐに取り組むべきことである。	太陽光発電設備及び蓄電池の導入は、災害時に独立電源としての利用が可能であることから、第4章第1節「地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する」の主な施策の箇所に、再生可能エネルギー利用の推進として記載しております。	③

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
51	二酸化炭素吸収源対策の推進に関して、街なかの道路沿いや公共スペースには積極的に樹木を植栽し、グリーンインフラ整備を進める旨を記載する必要がある。	グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を防災や減災、環境保全等に活用しようとする考え方であり、環境を基盤として、経済・社会に関する様々な課題解決に寄与するものであると認識しております。 頂いたご意見を踏まえ、第4章「施策の分野と方向」の箇所で、施策と関連するグリーンインフラの考え方についての記載を検討いたします。	①
52	「緑化」という言葉ではなく、より具体的で、真に地球温暖化の防止、その備え、さらに緑地保全を的確に示す言葉に置き換える必要がある。	地球温暖化対策(二酸化炭素の吸収源対策)に関して「緑化」という用語は一般的なものと考えております。	④
53	「緑地の保全」を具体的に進めていくために、台風等で倒木事故があった場合に、その山林所有者を支援する方策が必要であり、そのことを計画に記載する必要があるのではないか。	民有地の緑地保全のためには、山林所有者の協力が必要であることから、頂いたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	②
54	気候変動に関し、流域対策としての「保水・浸透区域の保全」、「遊水地の保全」は不十分な状況である。それはすなわち樹林地や湿地環境の保全に他ならず、この視点を計画に盛り込んでほしい。	樹林地や湿地環境を保全していくことは、洪水の防止や暑熱環境の改善といった、気候変動による影響の抑制につながることから、気候変動の適応に関して、第4章第2節「(2)地球温暖化への備え」の箇所にこれらの視点を盛り込むことを検討します。	①
55	「地球温暖化への備え」の農業・漁業・自然生態系の主な施策で、市内生態系のモニタリング調査とあるが、最も重要なことがなぜ小さく表示されているのか。	市内生態系のモニタリング調査に関しては、第4章第3節「うらおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する」の主な施策の箇所にも、取り組みの1つとして記載しております。	④
56	家庭ごみの有料化制度の導入は、指定ごみ袋での収集により実施されているのではないかと。「新たな有料化制度の検討」とするのが良い。	本市では、大型ごみの収集やクリーンセンターへのごみの直接搬入を除いて、家庭ごみの有料化制度は導入しておりません。市の指定ごみ袋の価格にはごみ処理費用の価格は含まれておらず、ごみ袋の商品としての価格となっています。	④
57	施策の方向「廃棄物の適正処理の確保」に関しては、下水道の普及促進が急務である。下水道の普及を達成するとともに、建設区域には3年以内の排水設備設置の仕組み作りを構築する。	下水道の普及については、市川市下水道中期ビジョンに基づいて施策を進めております。	④

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
58	施策の方向「一般廃棄物処理体制の整備」の次期クリーンセンター建設計画の中で、家庭系の一般廃棄物と下水汚泥系の産業廃棄物との混合焼却(混焼)について取り上げていただきたい。	クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設であり、下水汚泥系の産業廃棄物の焼却は計画しておりません。	④
59	生態系の基礎調査の結果公表、検証、第三者による評価が必要である。	生態系の基礎調査結果については、適宜、環境審議会等に報告しご意見等をいただいております。また、調査結果等については環境白書等で報告しております。	④
60	施策の分野「生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)」の説明文に、農地が小動物の移動や生息空間になっており、都市内の生物多様性を担う重要な場となっていることを理解することが大切である旨を記載する。	生物の貴重な生息空間である都市部の農地を保全していくことは、生物多様性の保全に寄与するものと考えております。頂いた意見を踏まえ、生物多様性の保全再生と農地に関する記載を検討します。	①
61	自然環境の施策の分野と方向(第4章第3節)で、「生態系」のキーワードが書かれていないことに違和感を感じる。	生物多様性について考える上で、生態系を理解することが重要であることから、生態系についての理解が進むよう、計画本文の修正を検討いたします。	①
62	自然環境の「主な施策」について、評価をするために「施策の方向」ごとに分けて記載すべきである。	頂いたご意見を踏まえ、読み手に分かりやすい構成となるよう検討します。	①
63	施策の方向「生物多様性の保全再生」の、取組内容「地域固有の生物多様性を保全再生する」について、何をしているのか、何をしようとしているのかを記載すべきである。	地域固有の生物多様性を保全再生するための取り組みについては、第4章第3節「(1)生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)」の主な施策に記載しているほか、より具体的な内容は、個別計画である「生物多様性いちかわ戦略」に記載しています。	③
64	施策の方向「生物多様性の保全再生」の、取組内容「生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる」について、どのように浸透させるのかを記載すべきである。	生物多様性の考え方を広く浸透させていくため、第4章第3節「(1)生物多様性の保全再生(自然環境の保全再生)」の主な施策に、生物多様性について理解を深めるための講座や観察会の実施について記載しております。	③
65	施策の方向「生物多様性の保全再生」の、取組内容「自然環境の実態を把握する」について、いつまでに何をするのか記載すべきである。また、調査し続けられる体制の整備が必要である。	本市の自然環境の実態の把握をするため、生物多様性モニタリング調査(市民等モニタリング調査・鳥類ラインセンサス調査)を毎年実施しております。また、河川や遊水地の水生生物生態調査、カラス生息調査等は実施時期が定まっておりますが、頂いたご意見については、今後の具体的な事業実施段階での参考とさせていただきます。	②

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
66	<p>施策の方向「生物多様性の保全再生」の取組内容に、休耕している畑や水田を市が借地し、再生保全し市民耕作を組織する」を追加する。</p>	<p>本市では、市民の農業理解を目的とした市民農園の運営を行っており、これらの中には市が借地している公設市民農園があります。</p> <p>休耕地の活用については、生物多様性の保全再生に寄与するという考え方もございますが、第4章第3節「(2)自然とのふれあいづくり」の主な施策の箇所に、市民農園における体験農園事業について記載しております。</p>	③
67	<p>施策の方向「生物多様性の保全再生」の、主な施策である生物多様性モニタリング調査について、既に実施している調査内容が公開されていない。調査内容について、第三者が評価する仕組みが必要である。</p>	<p>生物多様性モニタリング調査の結果については、環境白書や市公式Webサイトで公開しております。また、環境審議会等で結果を報告し、第三者の意見を頂いております。</p>	④
68	<p>施策の方向「水や緑とのふれあいの場の確保」の市の役割で、「自然環境を活かした公園等の整備」とは、どのような活かし方であるのか、具体例を挙げると良い。</p>	<p>市民が自然を身近に感じ、自然や生き物とふれあうための都市公園の活用について記載いたします。</p>	①
69	<p>施策の方向「水や緑とのふれあいの場の確保」の取組内容に、「残存する谷津における里山景観の保全再生に努める」を追加する。</p>	<p>市内に残された谷津や里山の環境は、市民が水や緑を感じられる貴重な空間であり、身近に自然とふれあえる場であると考えております。</p>	②
70	<p>施策の方向「水や緑とのふれあいの場の確保」の主な施策に、「うしろ谷津、花池谷津の保全再生計画を作成する」を追加する。</p>	<p>頂いたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>	
71	<p>施策の方向「水や緑とのふれあいの場の確保」に関して、宅地、事業地、公共用地に占める緑化率の目標を設定するべきである。</p>	<p>本市では、一定規模以上の敷地面積の工場、事業所、住宅を設置する際に一定割合の緑化施設の設置を義務づけております。</p> <p>なお、義務づけのない場所での緑化も必要と考えており、私たちの身の回りや緑の少ない中心市街地においてさらなる緑化に努めてまいります。</p>	④
72	<p>「生物多様性の保全再生」と「自然とのふれあいづくり」に関して、中長期的な基本計画及び詳細な実施計画を作成の上、PDCAを回し、実績の公表、説明、責任を明確化してほしい。</p>	<p>自然環境分野については、「生物多様性いちかわ戦略」の中で具体的な行動計画を定め、PDCAサイクルによる進行管理を行っております。</p> <p>頂いたご意見を参考に、当戦略を進めてまいります。</p>	④

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
73	大気環境の保全に関して、公共交通機関を利用しやすくすることで、市域での省エネ・二酸化炭素排出量の抑制を図る旨を記載すると良い。	公共交通機関の利用の促進による二酸化炭素排出量抑制については、第4章第1節「(1)地球温暖化の防止」の箇所への記載を検討いたします。	①
74	地質環境の保全に関して、地下水を涵養する施策を実施することで、水害の減災を図る旨を記載すると良い。	地下水を涵養することによる水害の軽減については、第4章第2節「(2)地球温暖化への備え」の箇所への記載を検討いたします。	①
75	駅周辺及び北部の未利用空間を大胆に構築し直し、「先進的IT-高度教育地区-緑と水環境-防災拠点」、「ベンチャー型中小企業と研究所群-緑と水環境-防災拠点」などの複合的空間に蘇らすこと。	今後はIT、教育、防災の視点も含めて環境の保全及び創造を進めていく必要もあると認識しております。	④
76	市民(事業者)側に意欲がなければ協働は成立しないため、関心を高められるような仕掛け(表彰制度など)を導入する必要もある。	頂いたご意見を踏まえ、市民や事業者が自発的に取り組みをしてもらえるような仕掛けについて、具体的な事業等の実施段階での参考とさせていただきます。	②
77	施策の方向「協働による環境活動の推進」の「市の役割」と「主な施策」に、指定管理者制度の適用の推進について記載してほしい。	指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用する制度であり、今後の具体的な事業等を推進する上での参考とさせていただきます。	②
78	計画の推進に関して、市が何をしているのか全く分からないので、透明性を図る上でも、会議録を公開してほしい。	環境審議会の議事録を市公式ホームページで公開しているほか、環境白書等で施策や事業の実施状況を公開しております。	④
79	市民との協働のあり方について、より柔軟にパートナーシップの枠を広げていく必要があるのではないか。	パートナーシップの枠を広げ、各主体が持つ情報やノウハウを活かしていくことで、協働による環境活動のさらなる推進が図られると考えます。 頂いたご意見については、具体的な事業等の実施段階での参考とさせていただきます。	②
80	現行計画の評価をきちんと実施し、達成できなかったケースは、その原因及び今後の対策を記載すべきである。	計画の推進にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理を行い、進捗状況を的確に把握し、改善を行っていくことが重要であると考えております。 計画案では、現行計画の進捗状況を評価・分析した上で、今後の施策を掲載しております。	③

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
81	評価機関と評価方法の作成は、第三者が行うべきである。	指標の評価については、あらかじめ定めた評価方法に基づいて市で実施し、環境審議会等に報告し、第三者としての意見を頂いております。	④
82	目標達成のため、施策の実施に関して、所管部署への監督、指導、サポート等を行っていくことを明記すべきである	所管部署へのサポートは必要と考えておりますので、頂いたご意見を踏まえ、事業等の実施段階での進行管理において参考とさせていただきます。	②
83	「第三次市川市環境基本計画進行管理表」のフォーマットを現行計画と合わせて、目標が達成されたか判別できるようにすべきである。	現行計画の指標の目標達成状況については、計画資料編での記載を検討いたします。	①
84	各指標について、目標値がどのようにして導かれたのか記載すべきである。	指標の目標値設定の考え方については、計画本文で詳細を記載することまでは考えておりませんが、個別計画における指標の目標値や関連部署との協議を踏まえ、目標値を設定しております。	④
85	「点検・評価」と「改善」についてほとんど言及していないため、詳細に記載すべきである。	計画本文では詳細な評価等の記載は考えておりませんが、環境審議会等の場で、分かりやすい報告に努めます。	④
86	冒頭に市長の巻頭言がない。	市長の巻頭言の掲載を予定しています。	①
87	今は行動の時であり、「環境行動計画」に名称を変えたほうが良いのではないか。	市川市環境基本条例に基づいて市川市環境基本計画を策定していることから、現時点では名称変更は考えておりません。	④
88	生物多様性いちかわ戦略が本年度に短期目標を向かえ、評価される年となるので、環境基本計画はその後に策定するほうが賢明である。	計画における自然環境分野の施策の方向等については、現行計画の自然環境に関する施策の実施状況等を踏まえて策定しております。	④

No.	ご意見の概要	市の考え方	ご意見への対応
89	第5章「環境に配慮した具体的行動」の中に、「市の取り組み」を記載すべきである。	第5章は、市民や事業者の皆様が具体的に何をすれば良いのか、日常生活や事業活動において、取り組んで頂きたい行動例を示したものです。 なお、市の取り組みについては、第4章における「主な施策」として記載しております。	③
90	市民・事業者・市の誰もが、いつでも、どこからでも進捗状況を把握、アクセスできるプラットフォームを構築してほしい。	市民・事業者・市が情報を共有して取り組みを推進することは重要であることから、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	②
91	関連性が強いテーマのパブリックコメントを同時に行う場合は、実施期間を1件あたり1か月となるようにしてほしい。	今後、パブリックコメントを実施する際の参考とさせていただきます。	④
92	計画作成に使用している統計数量変化が、新型コロナによる急激な社会環境の変化に対応できていないため、計画実施時期の変更、または計画自体の中断等を検討することも必要ではないか。	現行計画の計画期間が令和2年度で終了し、速やかに次期計画へ移行する必要があることから、今年度中の改定を目指しています。 なお、今後の社会情勢の変化に対して、環境課題へ適切に対応してまいります。	④